

健生食輸発0114第1号  
令和8年1月14日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(インドネシア産落花生のアフラトキシン、中国産くわいのパクロブトラゾール  
及びナイジェリア産ごまの種子のアフラトキシン)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第1号(最終改正:  
令和8年1月9日付け健生食輸発0109第1号)により通知したところである。

今般、インドネシア産落花生のアフラトキシン、中国産くわいのパクロブトラゾール並びにナイジェリア産ごまの種子のアフラトキシンについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いする。

### 記

1. 別添1のインドネシアの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
落花生及びその加工品 (落花生を10%以上含有するものに限る。)	-	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 µg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。

を削除し、

2. 別添1の中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
くわい(学名： <i>Sagittaria trifolia</i> )及びその加工品(簡易な加工に限る。)	-	パクロブトラゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるパクロブトラゾールが検出されるおそれがあるため。

を削除し、

3. 別添1の項中、

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ナイジエリア	ごまの種子	-	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着しているおそれがあるため。

を削除する。